国土交通省

観光目的で不開港場に寄港するプレジャーボートに対する不開港場寄港特許の手続きについて

（制度の概要）
観光を目的とした外国籍プレジャーボートの所有者等が、不開港場寄港特許を申請する際に、当該船舶（名称、国籍及び諸元等）に対し、**期限及び寄港地を定めずに包括的特許を付与します。**

主なポイント

- 申請書を提出するときは、寄港地リストは不要です。
- 日本全国の不開港場に寄港することができます。
  （漁港や島によっては、法令や条例などによって、寄港が制限されている場合ががあります。）
- 特許に有効期限はありません。
- 申請書は最初に寄港する不開港場の所在地を管轄する地方運輸局等に提出してください。

申請書類

申請の際は次の書類（写し可）を添付してください。

- 不開港場寄港特許申請書
- 使用船舶の国籍証書
- クルーリスト（役職・氏名・性別・パスポートNo（外国人に限る）・国籍・生年月日を記載）
- 本船の係留場所を証明する書類（長期在留外国人に限る）

注意点

- 搭載船がある場合は、本船と合わせて許可を得る必要があります。
- 申請書の記載内容に変更が生じた場合は、再申請が必要となります。
- 上記書類の変更、有効期限の更新があった場合は、その書類の写しを特許を付与された地方運輸局等に提出してください。

お問い合わせ先：
国土交通省海事局外航課 International Shipping Division. Maritime Bureau
電話 :03-5253-8111（内線ex.43367, 43342）E-MAIL :hqt-gaikouka-s3@ki.mlit.go.jp